

# 介護職員等の処遇改善について

(令和4年9月改定版)

弊法人では、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定し正規・非正規を問わず、職員の処遇改善に活用させていただいております。

## ☆介護職員処遇改善加算を活用した処遇改善の内容

正規・非正規を問わず、常勤で勤務する介護職員を対象とし、①基本給の見直し、②手当の見直し（夜勤手当、資格手当、役職手当）、③介護職員の業務手当を新設し毎月支給、④年2回支給する賞与に充当し処遇改善を行っております。

また、常勤で勤務していない介護職員であっても、資格手当、夜勤手当、役職手当の支給を受ける者については処遇改善が行われております。

※ただし、何れも当該加算を算定している事業所に勤務する者に限り支給するものです。

## ☆介護職員等特定処遇改善加算を活用した処遇改善の内容

支給対象となる職員に対して、毎年度の2月末日に一時金として介護職員等特定処遇改善手当を支給し処遇改善を行っております。

尚、介護職員等特定処遇改善加算を算定し処遇改善を行っている職種等及び経験・技能のある介護職員の考え方については次の通り

### 経験・技能のある介護職員【A】とは…

→正規・非正規を問わず、常勤で勤務する介護職員であり、各年度の4月1日時点で勤続10年以上であり、その時点で介護福祉士を取得している者

### その他の介護職員【B】とは…

→正規・非正規を問わず、上記の【A】に該当しない常勤で勤務する介護職員をその他の介護職員【B】と定め、さらに【B-1】と【B-2】に区別し手当の支給額に差を設ける。

→【B-1】については、以下(1)(2)の何れかに該当する者と定める。

(1) 各年度の4月1日時点で、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の何れかの資格を取得している者(※勤続年数は10年未満であっても良い)

(2) 各年度の4月1日時点で勤続10年以上であり、介護福祉士を取得していない者

→【B-2】については、【A】と【B-1】に該当しない常勤で勤務する介護職員と定める。

### その他の職種【C】とは…

各年度の4月1日時点で勤続10年以上であり、介護職以外の職種として常勤で勤務する者を【C】と定める。

※ただし、何れも当該加算を算定している事業所に勤務する者に限り支給するものです。

また、管理職手当の支給を受ける者、もしくは、当該手当による処遇改善を行わずとも、年間の給与総支給額が440万円を超える者については、原則として当該手当を支給しないものとしている。

## ☆介護職員等ベースアップ等支援加算を活用した処遇改善の内容

正規・非正規を問わず、職種を問わず、当該加算を算定している事業所に常勤で勤務する職員を対象に、当該手当を毎月定額で支給するとともに、年度末に調整額を一括支給し処遇改善を行っております。

令和4年度は、当該手当の支給対象者へ毎月5,500円を支給する。

当該加算収入の変動や支給対象者数の変動により計画通りにはいかないことがあることから、最終的な調整が必要となる。年度末時点における当該加算収入見込み額をもって**最終的に確定した毎月定額**から5,500円を引いて算出される差額に、年度内の勤務月数を乗じて求められた金額が年度末に**一括支給する調整額**となる。

【例】(最終的に確定した毎月定額7,500円) — (既に毎月支給している5,500円)

= 差額2,000円 × 年度内の勤務月数(12ヶ月) = 24,000円(一括支給する調整額)

※ただし、何れも当該加算を算定している事業所に勤務する者に限り支給するものです。